

自由が丘駅周辺駐車場地域ルールの運用に関する要綱

(目的)

第1条 本要綱は、東京都駐車場条例（昭和33年10月東京都条例第77号。以下「都条例」という。）に規定する地区特性に応じた基準に基づき策定した自由が丘駅周辺駐車場地域ルール（令和6年4月目黒区告示第245号の6。以下「地域ルール」という。）の運用に関し必要な事項を定め、もって駐車施設の適切な確保と運用を図り、駐車施設利用者の利便性の向上及び交通環境の改善に資することを目的とする。

(地域ルールの適用申請対象)

第2条 地域ルールの適用申請対象は、都条例第17条第1項第2号、第17条の2第1項第2号、第17条の3第2号、第17条の4第1項第2号及び第19条の2第1項第1号の規定に基づく認定の対象となる附置義務駐車施設とする。

(運用委員会)

第3条 地域ルールの運用体制の検討及び見直しは、目黒区付属機関の設置に関する条例（令和6年3月目黒区条例第9号）第3条の規定に基づき設置された、「目黒区自由が丘駅周辺駐車場地域ルール運用委員会」（以下「運用委員会」という。）が行う。

2 運用委員会は、地域ルールが適用された日から、原則として1年ごとに、地域ルールの成果を検証し、次の各号に掲げる事項を区長に報告するものとする。

- (1) 地域ルールの運用状況及び遵守状況
- (2) 地区全体に係る地域ルールの整備効果
- (3) その他必要な事項

3 運用委員会は、地域ルールの運用による実効性が認められない場合には、地域ルールの見直しを行い、区長に対して地域ルールの見直し案（以下「見直し案」という。）を提出することができる。

4 区長は、前項に規定する見直し案の提出を受けた場合には、速やかに地域ルールの改正等の必要な措置を講ずるものとする。

(運用組織等)

第4条 区長は、地域ルールの適正な運用を図り、もって自由が丘駅周辺にふさわしい交通環境の実現を図るため、自由が丘駅周辺におけるまちづくり活動の実績を有する団体を別に定める手続により運用組織（以下「運用組織」という。）として指定することができる。

2 区長は、前項の規定により指定した運用組織と地域ルールの運用に関する協定を締

結するものとする。

- 3 区長は、地域ルールの適正な運用を図るため、地域ルールの運用に関する審査等を行う外部機関として、一つ又は複数の第三者機関を指定することができる。なお、指定する第三者機関は、地域ルールの運用に関する審査等について、専門的知識及び組織体制を有し、かつ、中立的な立場でこれらを行うことができる法人その他の団体とする。
- 4 区長は、運用組織に対し、地域ルールの適正な運用について、指導及び助言を行うことができる。

(申請及び審査の手続)

第5条 地域ルールの適用を受けようとする建築主等は、運用基準に定める適用申請書に必要な図書及び書類を添えて運用組織に地域ルールの適用を申請し、当該申請に対する適用判定結果の通知を受けなければならない。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、地域ルールの運用について必要な事項は、街づくり推進部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。